

○予算決算及び会計令第85条の基準について

平成6年4月19日6経第527号  
農林水産事務次官から大臣官房経理  
課長、大臣官房地方課長、各局長、  
統計情報部長、農林水産技術会議事  
務局長、各庁長官、農林水産研修所  
長、北海道開発局長、沖縄総合事務  
局長あて

最近改正 令和元年5月9日付け元予第21号

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の規定に基づき、別紙のとおり、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準が定められたので、御了知の上、今後とも入札・契約手続の適切な実施に御配慮をお願いします。

なお、貴管下関係機関の長への周知徹底については、貴職から願います。（また、貴管下の特殊法人に対しては、参考までにお知らせ願いたい。）

以上、命により通達する。

別紙

予算決算及び会計令第85条の基準

農林水産省所管に係る工事又は製造その他の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）についての予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 10分の7.5から10分の9.2 の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量業務（建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1の2測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分（以下「業種区分」という。）1に掲げる

業種)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合

3 製造その他の請負契約のうち、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務及び補償コンサルタント業務(業種区分2から5及び7に掲げる業種)並びにその他の業務(業種区分8に掲げる業種)のうち、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合

4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務(業種区分6に掲げる業種)の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合

5 製造その他の請負契約(上記2、3及び4に掲げる業種に係る契約を除く。)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合

附 則

この基準は、平成6年4月19日から適用する。

附 則(平成15年10月31日付15経第997号)

この通達は、公布の日から施行し、平成15年12月1日以降に入札手続きを開始する契約から適用する。

附 則

この通知は、公布の日から施行し、平成21年4月1日以降に入札手続きを開始する契約から適用する。

附 則

この通知は、公布の日から施行し、平成21年6月10日以降に入札手続きを開始する契約から適用する。

附 則

この通知は、令和元年5月15日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。